平成２３年（フ）第１３３２号
名古屋市西区栄生２丁目14番18号　ネオコーポ栄生101号
債務者　武田　信男
1　決定年月日時　平成23年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１２９号
島根県雲南市三刀屋町三刀屋390－１　佑幸荘103号、住民票上の住所島根県雲南市三刀屋町多久和1885番地
債務者　高尾　　寿
1　決定年月日時　平成23年６月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月６日まで
松江地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１３９号
松江市東津田町2235番地17ユニメント隅山202
債務者　石炭　美幸
1　決定年月日時　平成23年６月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月６日まで
松江地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１９４号
和歌山県有田市宮原町道339番地　ファミリーばーべなⅡ202号
債務者　狗巻　義行
1　決定年月日時　平成23年６月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月８日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第２４５号
和歌山市田尻236番地の６　ラフィーネⅡ201号
債務者　鈴木　美幸（旧姓辻）
1　決定年月日時　平成23年６月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月８日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第２６０号
和歌山市西庄155番地　西脇グリーン団地16棟３Ｆ374号
債務者　永田　時子
1　決定年月日時　平成23年６月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月８日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第２６９号
和歌山県紀の川市桃山町段新田471番地
債務者　千田　照江（旧姓髙島）
1　決定年月日時　平成23年６月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月８日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第２０号
宮城県登米市津山町横山字上鴻巣32番地１
債務者　遠藤　信二
1　決定年月日時　平成23年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月13日まで
仙台地方裁判所登米支部

平成２３年（フ）第２９７号
川崎市川崎区大師河原２丁目２番１－308号出来野マンション
債務者　高橋　雄子
1　決定年月日時　平成23年６月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月９日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第３２５号
川崎市幸区北加瀬３丁目３番１－303号　北加瀬原町住宅、前住所川崎市幸区北加瀬３丁目６番３－402号　シテラ元住吉
債務者　日向野恵美子
1　決定年月日時　平成23年６月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月９日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第３３２号
川崎市高津区梶ケ谷４丁目11番地９　ハイツ小川105
債務者　柏木　　稔
1　決定年月日時　平成23年６月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月９日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第３４５号
川崎市多摩区登戸76番地１　多摩ハイツ102
債務者　佐藤　和代
1　決定年月日時　平成23年６月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月９日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第３４７号
川崎市川崎区日ノ出２丁目５番２号　ゲストハウス103、前住所川崎市川崎区日進町26番地４　よしの30
債務者　山田　定昭
1　決定年月日時　平成23年６月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月９日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第３４９号
川崎市中原区井田杉山町３番１号　長瀬ビル301、前住所川崎市高津区子母口119番地１　たちばなホームズ１－103
債務者　齋藤　裕子
1　決定年月日時　平成23年６月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月９日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第３８０号
川崎市高津区溝口３丁目24番23号　57ハイツ201
債務者　小川　勇一
1　決定年月日時　平成23年６月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月９日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第１５４号
愛知県西尾市戸ケ崎３丁目15番地10　ラーバンスクエア101号室
債務者　後藤　　光
1　決定年月日時　平成23年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月25日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係